

総排気量125cc以下のバイク （原動機付自転車）を使用して 貨物運送事業を行う皆さまへ

平成25年4月1日から 労災保険に「特別加入」できるようになります

労災保険は、労働者の仕事や通勤による災害に対して給付を行う制度ですが、労働者以外でも、一人親方※1など労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については、任意で加入することができます。これを「特別加入制度」といいます。

バイクによる貨物運送事業については、これまでは総排気量125cc超のバイクを使用する個人事業者のみ、一人親方等として特別加入の対象としていましたが、平成25年4月1日から、道路運送車両法に基づく原動機付自転車（125cc以下）を使用する事業者も、加入の対象になります。

特別加入を希望する方は、**都道府県労働局長の承認を受けた一人親方等の団体（特別加入団体）※2**を通じて（または新たに団体を設立して）、加入手続きをお願いします。

※1 労働者を使用しないことを常態とする自営業者をいいます。

※2 既存の特別加入団体についての情報は、都道府県労働局にお尋ねください。

必要となる手続きについて

● 既存の特別加入団体を通じて加入する場合

	加入を希望する事業者の手続き	特別加入団体が都道府県労働局長に提出する書類
既存の特別加入団体を通じて、新たに加入する場合	既存の特別加入団体に申し込む （保険料のほか、団体の入会金や手数料などが必要になることがあります）	●特別加入に関する変更届 ●業務災害の防止措置を定めた書類※
すでに特別加入団体を通じて、125cc超のバイクによる業務で加入しており、さらに原動機付自転車の使用についても労災給付の対象とする場合	加入団体に希望を申し出る すでに特別加入している業務と原動機付自転車を使用して行う業務の内容に違いがある場合は、その変更を届け出ることが必要	●業務災害の防止措置を定めた書類※ ●特別加入に関する変更届 ●業務災害の防止措置を定めた書類※

● 新たに特別加入団体を設立して加入する場合

手続き	一定地域内において相当数の構成員をもつ一人親方等の団体を設立し、特別加入の申請書類を、労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、承認を得る
必要な書類	●特別加入申請書（一人親方等） ●団体の目的、組織、運営などを明らかにする書類（定款、規約など） ●業務災害の防止措置を定めた書類※

※ 原動機付自転車を使用して貨物運送事業を行う者の業務災害防止のため、特別加入団体が講ずる措置と特別加入者が守るべき事項を記載した書類です。

◆詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署